社会福祉法人 成光苑 せっつ桜苑訪問介護支援事業所

① 訪問介護サービス利用料(要介護1から要介護5)

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での、1回あたりの料金は次の通りです。

<身体介護>

	サービスに要する時間		20 分未満	20 分以上	30 分以上	1 時間以上	1 時間 30 分以上
				30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	(30 分増す毎に)
身	単位表		184 単位	275 単位	436 単位	635 単位	92 単位追加
体介護	利用料金		2, 364 円	3, 531 円	5, 596 円	8, 174 円	1, 177 円追加
	自己負担額	1割	237 円	354 円	560 円	816円	118 円追加
	遇 改 善 加 算	2 割	473 円	707 円	1, 120 円	1,631円	236 円追加
	改善加算(I) 含む)	3割	710 円	1, 060 円	1, 679 円	2, 446 円	354 円追加

☆身体介護に引き続いて生活援助をご利用される場合

	サービスに要する時	間	20 分以上	45 分以上	70 分以上
十生活援助	単位表		74 単位	147 単位	221 単位
	利用料金		952 円追加	1,883 円追加	2,835 円追加
	自己負担額	1割	96 円追加	189 円追加	284 円追加
	(介護職員処遇改善加算(I)+特定	2 割	191 円追加	377 円追加	567 円追加
	処遇改善加算(I)含む)	3 割	286 円追加	565 円追加	851 円追加

く生活援助>

	サービスに要する時	間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
生	単位表		201 単位	248 単位
活援助	利用料金		2, 578 円	3, 188 円
	自己負担額	1割	258 円	319 円
	(介護職員処遇改善加算(I)+特定	2 割	516 円	638 円
	処遇改善加算(I)含む)	3 割	774 円	957 円

※当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を取得しています。上記の単位数は特定事業所加算(Ⅱ)の単位数となり 利用者負担額にも算定された金額となります。

	加算	利用料	利用者 負担担額	算定回数等
	特定事業所加算	(I)所定単位数 の 20/100		1回当たり
		(Ⅱ)所定単位数		
要護介護による区分なし		の 10/100		
		(皿)所定単位数		
		の 10/100		
		(Ⅳ)所定単位数		
		の 5/100		

特定事業所加算

・特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※上記の料金の他に下記の加算があります。

		緊急時訪問加算	初回加算
単位表		100 単位	200 単位
利用料金		1,370円	2, 740 円
白口名坦姑	1割	137 円	274 円
自己負担額	2割	274 円	548 円
	3割	411 円	822 円

※自己負担額には、介護職員処遇改善加算(I)+特定処遇改善加算(I) (20.0%) が加算されています。

加算

- ・初回加算…初回時、過去2ヶ月ご利用されず再開された場合に加算されます。
- ・緊急時訪問介護加算…居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護サービス【身体介護中心に限る】を ご利用者様またはご家族様から要請を受けて24時間以内に行った場合)一回につき一回が加算されます。
- ・生活機能向上連携加算…理学療法士や作業療法士による訪問リハビリテーションに、サービス提供責任者が同行し共同しアセスメント結果に基づき介護計画書を作成した場合など条件を満たした場合に加算されます。

訪問介護サービスに関する注意事項

- ☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
 - ・早朝(午前6時から8時まで):25%

- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%
- ☆2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。
 - *2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。 要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

基本報酬の見直し

- ☆☆改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など 介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するため の特例的な評価として 0.05%(令和 3 年 9 月迄))。これを踏まえて、
- ☆・全てのサービスの基本報酬を引き上げる
- ☆ ※別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
- ☆・全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。【告示改正】